

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
38	福祉医療に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上野原市は、福祉医療事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

上野原市長

## 公表日

令和8年1月19日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福祉医療事務
②事務の概要	上野原市子ども医療費助成に関する条例・上野原市ひとり親家庭医療費助成に関する条例・上野原市重度心身障害者医療費助成条例等の規定に則り、子ども、ひとり親家庭、および重度心身障害者の経済的負担を軽減し、福祉の向上を図るため、医療費の自己負担分の一部または全部を助成するものである。市町村は、番号法および自治体独自の番号利用条例に基づき、申請者の所得状況や世帯構成、他制度の受給状況等を正確に把握し、対象者の認定および助成金の支給管理を包括的に実施する。
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉医療システム(基本セット内)</li> <li>・宛名管理システム(基本セット内)</li> <li>・団体内統合宛名システム(基本セット内)</li> <li>・EUCシステム(基本セット内)</li> <li>・地方公共団体情報連携中間サーバーシステム</li> <li>・伝送通信ソフト(※)</li> <li>・統合宛名管理システム(基本セット内)</li> </ul> ※) 伝送通信ソフトは、国保連合会が障害者総合支援給付支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、市町村と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉医療関係ファイル</li> <li>・住登外者宛名番号管理関係ファイル</li> <li>・団体内統合宛名関係ファイル</li> </ul>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)及び別表(第九条関係) <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9条(利用範囲)</li> <li>＜別表(第九条関係)における利用範囲の根拠＞</li> </ul> 上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「上野原市子ども医療費助成に関する条例」、「上野原市ひとり親家庭医療費助成に関する条例」、「上野原市重度心身障害者医療費助成条例」が含まれる項(2、9、21、51、64、117の項) ②上野原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1(第4条関係) <ul style="list-style-type: none"> <li>＜別表第1(第4条関係)における利用範囲の根拠＞</li> </ul> 上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「上野原市子ども医療費助成に関する条例」、「上野原市ひとり親家庭医療費助成に関する条例」、「上野原市重度心身障害者医療費助成条例」が含まれる項(1～3の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表</li> <li>＜利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠＞</li> <li>・第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「子ども医療費助成情報」、「ひとり親家庭医療費助成情報」、「重度心身障害者医療費情報」が含まれる項など(2、9、21、51、64、117の項)</li> <li>＜利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠＞</li> <li>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「上野原市子ども医療費助成に関する条例」、「上野原市ひとり親家庭医療費助成に関する条例」、「上野原市重度心身障害者医療費助成条例」が含まれる項(2、9、21、51、64、117の項)</li> <li>・上野原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条別表第1第1～3項</li> <li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給の実施(160の項)</li> <li>＜国保連合会及び社保支払基金で実施する給付支払等に関する事務＞</li> <li>・上野原市子ども医療費助成に関する条例第7条</li> <li>・上野原市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第8条</li> <li>・上野原市重度心身障害者医療費助成条例第8条</li> </ul>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	上野原市 福祉課 〒409-0112 山梨県上野原市上野原3163番地 問い合わせ先電話番号 0554-62-4133
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	上野原市 福祉課 〒409-0112 山梨県上野原市上野原3163番地 問い合わせ先電話番号 0554-62-4133
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[    ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人未満(任意実施) ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>■経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <p>①特定個人情報の入手に関する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉医療システムにおける措置：個人番号カードや本人確認書類の厳格な確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。</li> <li>・宛名番号や保険証番号を用いて突合を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。</li> <li>・複数職員によるチェックや入力結果確認用リストを用いた事後チェックで誤入力を防止している。</li> <li>・国保連合会からの入手における措置：入手元を伝送通信ソフト(国保連合会の障害者総合支援給付支払等システム)に限定し、関連性や妥当性のチェックを行っている。</li> <li>・伝送通信ソフトでは個人番号を表示せず、誤った対象者に関する情報の入手を防止している。</li> <li>・社保支払基金からの入手における措置：入手元を電子記録媒体に限定し、関連性や妥当性のチェックを行っている。</li> <li>・電子記録媒体は一定期間保存後、破砕等の処理を行い、不正利用を防止する対策をしている。</li> </ul> <p>②必要な情報以外を入手することを防止する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉医療システムにおける措置：データベース項目の設計や入力項目の制御を行い、必要な情報以外の登録を防止します。</li> <li>・複数人による二重チェックを実施している。</li> <li>・国保連合会からの入手における措置：入手元を伝送通信ソフト(国保連合会の障害者総合支援給付支払等システム)に限定し、指定されたインタフェースによって配信されるデータのみを入手している。</li> <li>・社保支払基金からの入手における措置：入手元を電子記録媒体に限定し、指定されたインタフェースによって保存されるデータのみを入手している。</li> </ul> <p>③不正な使用を防止する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</li> <li>他制度(障害者総合支援法や介護保険法等)による給付との調整(高額療養費や付加給付の控除等)において、個人番号を用いた名寄せを行い、過誤払いの防止を図る。システムにおける措置：ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限を行っている。</li> <li>・住民から入手する場合も届出等の書面を用いて取得し、使用用途を明確にしている。</li> <li>・庁内連携により、移転元から提供されるデータファイルを取り込む方式で、予め決められた情報以外のデータを入手しない仕組みにしている。</li> <li>・国保連合会からの入手における措置：伝送通信ソフトを用いて、指定されたインタフェースでしか入手できないようシステムで制御している。</li> <li>・社保支払基金からの入手における措置：入手元を電子記録媒体に限定し、指定されたインタフェースによって保存されるデータのみを入手している。</li> <li>・社保支払基金からの電子記録媒体は一定期間保存後、破砕等の処理を行い、不正利用を防止する対策をしている。</li> </ul> <p>④特定個人情報の使用に関する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉医療システムにおける措置：個人番号利用事務に係るシステム以外からは特定個人情報ファイル</li> </ul>	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策      [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策      ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である      ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>■上野原市における措置</p> <p>①物理的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部進入防止:監視カメラ</li> <li>・入退館管理:ICカード認証</li> <li>・持込・持出防止:持込・持出台帳管理</li> </ul> <p>②技術的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉医療システムへのアクセス時における二要素認証</li> <li>・ウイルス対策ソフトウェアの導入</li> <li>・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク</li> </ul> <p>③移行作業時に関する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。</li> </ul> <p>■中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <p>①物理的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。</li> <li>・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul> <p>②技術的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul> <p>■ガバメントクラウドにおける措置</p> <p>①物理的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</li> <li>・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</li> </ul> <p>②技術的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</li> <li>・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASPをいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」という。以下同じ。))は、ガバ</li> </ul>

